

合併処理浄化槽の設置

補助金を交付します

町では、生活雑排水の浄化を目的として、家庭用の合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。平成27年度の申し込みを受け付けますので、家の新築やトイレの改造などをお考えの方は、浄化槽の設置をご検討ください。

補助の対象となるのは、平成27年度中に浄化槽を設置する方です。また、設置する地区に

よつては対象外となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
なお、補助基数に限りがあり、申し込み多数の場合は抽選となる場合がありますので、設置をお考えの方はまずご相談ください。

◆問い合わせ 町上下水道課 下水道庶務係 ☎82-3111 内線256へどうぞ。



◆補助金の額

区分	金額
5人槽	440,000円
7人槽	551,000円
10人槽	735,000円

※国・県と町単独の上乗せ補助金の総額です。

◆募集内容

	一般住宅対象者 (被災者以外の方)	住宅再建対象者 (被災者の方)
対象地区	豊間根、荒川、石峠、山谷、山田の一部、織笠の一部、小谷鳥など	・豊間根、荒川、石峠、山谷、山田の一部、織笠の一部、小谷鳥など ・山田処理区内(長崎、飯岡第8地割の一部など)
受付期間	2月2日～2月27日	2月2日から随時
募集基数	上限20基	上限なし

※山田処理区の詳細な区域はお問い合わせください。

低所得世帯を対象

灯油代5千円を助成

町では、冬期間の経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯を対象に灯油代の一部を助成します。対象になると思われる世帯には申請書類を送付しますので、必要事項を記入の上、期間内に申請してください。

なお、申請書類が送付されない方でも対象と思われる方は、お問い合わせください。

◆助成を受けられる世帯 平成26年12月1日現在で本町に住民登録があり、平成26年度の町民税が世帯全員非課税で、次の①～③のいずれかに該当する世帯

①高齢者世帯 満65歳以上の高齢者のみ住んでいる世帯

②障がい者世帯など

- ・身体障害者手帳の交付を受けている人が同居している世帯
- ・療育手帳の交付を受けている人が同居している世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が同居している世帯
- ・特別児童扶養手当を受給している人が同居している世帯
- ・障害基礎年金を受給している人が同居している世帯
- ・要介護4または5の要介護認定を受けている人が同居している世帯
- ・知的障がい児または知的障がいの者の判定を受けている人が同居している世帯

③ひとり親世帯

- ・平成8年4月2日以降に生まれた児童と配偶者のいない父または母などで構成されている世帯
- ・父母がともにいない児童が同居している世帯



※ただし、社会福祉施設などに入所している人および長期入院(継続して6カ月以上)している人は対象になりません。

◆助成額 1世帯あたり5,000円

◆支払い方法 口座振り込み

◆申請期間 2月16日～27日(土・日曜日を除く)

※申請受付日程については、申請書に同封しますので、確認の上お近くの会場にて申請してください。

◆必要な物 申請書、印鑑、預金通帳

◆問い合わせ 町健康福祉課地域福祉係 ☎82-3111内線149へどうぞ。